

## 千葉・銚子娘殺害事件

生活困窮から千葉県銚子市の農業住宅の家賃を滞納し、立ち退きの強制執行当日にシングルマザーの母親（44）が一人娘を殺害した事件。千葉地裁（佐々木一夫裁判長）は12日、懲役7年（求刑14年）の判決を出しました。裁判を通じて浮かび上がったものは—。

（若井聰紀）

事件のあった農業住宅  
市千葉県銚子市



母親は昨年9月24日、自宅で長女を当时（13）の首を絞めて殺害しました。弁護人

によると、殺害當時、手元には、わずか4千円程度しかありませんでした。

「娘さんは普段、かわいい服を着ていた。出かけるときはいつも

収入 安定せず 以降、毎月4万円以上

金融に借り入れをして

学入学準備のためやミ

生活保護を受けられず

半年前に役所に2度相談

生活保護受けられず

になりました。

### 両親と絶縁状態

元夫からは月3万円程度の送金があるだけです。両親との関係は、無断で実家の土地を元夫の借金の担保にしたため絶縁状態で、経済的支援を受けていないことが、公判で分かりました。

また母親は2月ごろから家賃の支払いが遅れがちに。県は13年3月31日、入居許可を取り消しました。対応した職員は母親に生活保護をすすめ、隣接する社会福祉

の相談をしましたが、面接した職員は、パートの仕事を理由に申請させなかっただことも公判で明らかに。

市役所を訪れ、短期間で年収約100万円でした。

市役所に生活保護課を紹介しました。

理由について、「母親

が身近に頼りにできること」も公判で明らかに。

職員は、生活困窮が明るかなのにもかかわらず、生活保護の説明を

してだけでした。

「市の対応は生活保

護料も滞納している。た母親は同年4月、再び市役所を訪れ、短期間で年収約100万円でした。

市役所に参加した藤

や市民らでつくった現

地調査団に参加した藤

岡拓郎弁護士は、こう

いと/orに

親に生活保護をすすめ、対応した職員は母

千葉・銚子娘殺害事件の経過	
2007年 12月20日	入居
2011年 未	家賃滞納
2012年 3月23日	事情聴取通知
2013年 2月	金剛から借り入れ
3月5日	銚子市役所訪問（生活保護）
3月31日	明け渡し請求
4月	入居許可の取り消し
4月5日	長女が中学入学
7月19日	銚子市役所訪問（国保の短期託
10月18日	明け渡し訴訟提起
2014年 8月27日	判決（県の勝訴）
9月24日	強制執行催告
	母親が長女殺害
	強制執行

### 行政の相談システム改善を

子ども・女性の貧困を研究する立教大学湯澤直美教授の話回のよう母子家庭の生活困窮状況は氷山の一角です。母子生活支援施設につなぐ、公営